

日本地球掘削科学コンソーシアム 2019年度定例総会

日時:2019年5月26日(日) 18:30~20:30

場所:プレナ幕張6F イオンコンパス幕張会議室 大会議室

議事次第(案)

1. 会議成立の確認
2. 開会挨拶 (ICDP部会長)
3. 会長挨拶
4. 議長選任
5. 議事次第(案) 確認・承認
6. 2018年度活動報告
 - (1) 理事会活動報告(会長)資料1
 - (2) IODP部会活動報告 (IODP部会長補佐)資料2
 - (3) ICDP部会活動報告 (ICDP部会長)資料3
7. 2018年度決算報告・監査報告(財務担当理事・監事)資料4
8. 規約・規則に係る審議
 - (1) J-DESC規約改正に係る審議資料5
 - (2) 役員選挙規則に係る審議資料6
 - (3) IODP部会規則に係る審議資料7
 - (4) ICDP部会規則に係る審議資料8
9. 2019年度執行体制報告資料9
10. 2019年度活動方針案審議
 - (1) 理事会活動方針案(会長)資料10
 - (2) IODP部会活動方針案 (IODP部会長)資料11
 - (3) ICDP部会活動方針案 (ICDP部会長)資料12
11. 2019年度予算案審議資料13
12. その他
 - (1) J-DESC会員機関現状報告資料14
 - (2) その他
13. 議長解任
14. 閉会挨拶 (IODP部会長)

配布資料

- | | | | |
|------|---------------------|-------|----------------------------|
| 資料 1 | 理事会 2018 年度活動報告 | 資料 8 | ICDP 部会規則改正(案) |
| 資料 2 | IODP 部会 2018 年度活動報告 | 資料 9 | 2019 年度執行体制 |
| 資料 3 | ICDP 部会 2018 年度活動報告 | 資料 10 | 理事会 2019 年度活動方針案 |
| 資料 4 | 2018 年度収支決算書・監査報告 | 資料 11 | IODP 部会 2019 年度活動方針案 |
| 資料 5 | J-DESC 規約改正(案) | 資料 12 | ICDP 部会 2019 年度活動方針案 |
| 資料 6 | 役員選挙規則(案) | 資料 13 | 2019 年度予算案 |
| 資料 7 | IODP 部会規則改正(案) | 資料 14 | J-DESC 会員リスト(2019 年 5 月時点) |

2019 年 5 月 26 日

日本地球掘削科学コンソーシアム

【理事会】 2018 年度活動報告

理事会

2018 年度の【理事会】の活動概要について、下記の通りご報告いたします。

理事会の活動の推進	
(活動概要) 新組織の運営に向け、各会務の担当を決定すると共に、IODP・ICDP 部会より挙げられた実施項目について所掌プランを立案・実施した	
執行委員会の開催状況	
第 1 回：2018 年 11 月 12 日	第 7 回：2019 年 2 月 6 日
第 2 回：2018 年 12 月 6 日	第 8 回：2019 年 2 月 22 日
第 3 回：2018 年 12 月 17 日	第 9 回：2019 年 3 月 28 日
第 4 回：2019 年 1 月 9 日	第 10 回：2019 年 4 月 18 日
第 5 回：2019 年 1 月 16 日	第 11 回：2019 年 5 月 17 日
第 6 回：2019 年 1 月 22 日	
備考：第 1 回・第 10 回／対面で 3 時間開催 第 2 回～第 9 回・第 11 回／Web で 1 時間開催	
総務担当	
次年度活動方針の策定 選挙規程・組織規約の整備 会員の入退会管理	
科学戦略	
ワークショップ等の企画・実施 学会でのセッション開催・関連セッション情報とりまとめ ワークショップ等への支援の仕組みづくりに関する検討	

財務
学生旅費支援の検討 決算報告・予算案策定 ワークショップ等への支援の仕組みづくりに関する検討（会計関連）
外務
大型研究 MP への関与の在り方の再検討 タウンホールミーティングの開催
広報
会員大学間の単位互換制度の検討（ワーキンググループメンバー決定） パンフレット等の作成・増刷 各種学会への出展検討

2019年5月26日

日本地球掘削科学コンソーシアム

【IODP 部会】2018年度活動報告

IODP 部会執行委員会

2018年度の【IODP 部会】の活動概要について、下記の通りご報告いたします。

部会活動の推進	
IODP 部会執行委員会 (IODP 部会執行部会) の活動	
(活動概要) IODP 部会幹事会・執行部会体制での活動を維持し、新体制への移行を円滑に行なった。理事会、専門部会との連携を密にし、IODP 掘削航海関連の支援、IODP 国際対応、普及・教育等の各種活動を立案・実施した。	
執行委員会の開催状況	
第1回：2018年4月27日	第4回：2018年11月2日
第2回：2018年7月10日	第5回：2019年4月5日
第3回：2018年9月28日	
専門部会等	
委員会名：掘削航海専門部会	
(活動概要) IODP 掘削航海 (Expeditions 358, 383, 385, 389) の J-DESC 乗船応募者の評価を行った。会議は開催せずメールベースで委員会活動を行なった。	
委員会名：科学推進専門部会	
(活動概要) IODP Science Evaluation Panel の事前打合せを行った。特に日本の研究者が評価対象の掘削提案のプロポーネントに含まれる場合は、会議を開催して検討を行なった (2018年12月5日)。SCORE 掘削提案については5件の評価を行なった。	
委員会名：科学技術専門部会	
(活動概要) 例年は「ちきゅう」研究区画の評価・改善に関する検討を行なっているが、2018年度の航海の評価が2019年度に持ち越しとなったため専門部会活動はなかった。	
掘削提案および掘削航海関連	
掘削提案の推進	
IODP 部会執行委員会が SCORE の提案促進活動を行い、2018年度は4件の新規提案と2件の修正提案があった。うち1件は実施検討段階に入っている。	

乗船研究への支援

各 IODP 掘削航海に対し国内から以下の応募者、乗船者があった。

「ちきゅう」航海

- ・ Expedition 358 : 乗船応募者=34、乗船者=19(うち 5 名は Science Leaders)
陸上分析(Shore-base scientists)応募者=2、採択者=1

JOIDES Resolution 航海

- ・ Expedition 375 : 応募者=7 (評価は前年度に実施)、乗船者=4 (うち 1 名は他国 PMO からの応募)
- ・ Expedition 376 : 応募者=5 (評価は前年度に実施)、乗船者=3
- ・ Expedition 379 : 応募者=4 (評価は前年度に実施)、乗船者=3
- ・ Expedition 382 : 応募者=3 (評価は前年度に実施)、乗船者=3
- ・ Expedition 383 : 応募者=2、乗船者=2 (次年度航海予定)
- ・ Expedition 385 : 応募者=3、乗船者=3 (次年度航海予定)

MSP 航海

- ・ Expedition 389 : 応募者=4、乗船者=航海延期のため未定

乗船関連活動として以下の支援を行なった。(旅費は海洋研究開発機構が負担)

- ・ Sampling Party : 2 件 (Expedition 369, 374)
- ・ Pre-cruise Meeting : 1 件 (Expedition 358)
- ・ 1st Post-cruise Meeting : 1 件 (Expedition 376)
- ・ 2nd Post-cruise Meeting : 7 件 (Expedition 359, 360, 361, 362, 364, 366, 370)
- ・ プレクルーズトレーニング : 3 件 (Expedition 378, 382, 358)
- ・ アフタークルーズワーク : 0 件

国際対応

IODP 国際パネル・委員会等への対応

<IODP 国際会議への派遣実績>

以下の IODP 国際会議に対して委員・オブザーバー等を派遣した。(旅費は海洋研究開発機構が負担)

- EPSP (Environmental Protection & Safety Panel)

#7 2018/9/4 @College Station, USA

【委員】 朴 進午 (東京大学)

○SEP (Science Evaluation Panel)

#10 2018/6/26-28 @Potsdam, Germany

【委員】 阿部なつ江 (JAMSTEC)、成瀬 元 (京都大学)、黒田潤一郎 (東京大学)
岡崎裕典 (九州大学)、戸丸 仁 (千葉大学)、川村喜一郎 (山口大学)

【代理出席】 尾鼻浩一郎 (JAMSTEC) (日野亮太委員代理)

【オブザーバー出席】 浜田盛久 (JAMSTEC)、杉岡浩子 (神戸大学)

#11 2018/1/8-10 @La Jolla, USA

【委員】 浜田盛久、黒田潤一郎、成瀬 元、岡崎裕典、
戸丸 仁、川村喜一郎、杉岡浩子

【代理出席】 尾鼻浩一郎 (JAMSTEC) (日野亮太委員代理)

○JOIDES Resolution Facility Board

#6 2018/5/15-16 @Alexandria, USA

【オブザーバー出席】 益田晴恵 (IODP 部会長・大阪市立大学)

○ECORD Facility Board

#7 2019/3/21-22 @Bremen, Germany

【委員】 山田泰広 (JAMSTEC) (Zoom 参加)

○IODP Forum

IODP Forum Meeting #5 & PMO Meeting #3 2018/9/19-20 @Goa, India

【出席】 益田晴恵 (IODP 部会長・大阪市立大学)

普及・教育関連

出版活動

ICDP 部会と協力し、以下の活動を行った。

- ・ J-DESC Newsletter vol. 11 (日本語) 発行 (2018 年 5 月)
- ・ J-DESC Newsletter vol. 12 (日本語) の発行に向けた原稿準備
- ・ Oceanography 科学掘削 50 年記念特集号への共同出資

若手育成
<p>ICDP 部会と協力し、以下の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IODP 部会提案による J-DESC コアスクール (微化石コース、ロギング基礎コース、コア同位体分析コース、コア解析基礎コース、古地磁気コース) の開催 ・ ワークショップや研究集会等を実施する際の若手への参加支援の検討 ・ 海外コアスクールや国際研究集会等への若手研究者や学生の派遣
普及活動
<p>ICDP 部会と協力し、以下の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メールニュース「J-DESC Update」による各種最新情報の提供 ・ J-DESC ホームページおよび Facebook ページの効果的活用 ・ オマーン掘削プロジェクトおよびちきゅうオマーンプロジェクトの普及活動
国内学会等における活動への協力
<p>ICDP 部会と協力し、以下の活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球惑星科学連合大会@幕張におけるブース展示：5 月 ・ 地球掘削科学セッションの開催：5 月 ・ 日本地質学会@札幌におけるブース展示：9 月 ・ 日本地質学会特別大会@つくば (地震による札幌大会中止の代替大会) におけるブース展示：12 月 ・ 日本地震学会@郡山におけるブース展示：10 月

2019年5月26日

日本地球掘削科学コンソーシアム

【ICDP 部会】2018年度活動報告

ICDP 部会執行委員会

2018年度の【ICDP 部会】の活動概要について、下記の通りご報告いたします。

部会活動の推進	
ICDP 部会執行委員会（陸上掘削部会幹事会・執行部会）の活動	
<p>（活動概要）陸上掘削部会幹事会・執行部会体制での活動を維持し、新体制への移行を円滑に行なった。理事会との連携を密にし、ICDP 掘削プロジェクトの支援、国内研究推進、普及・教育等の各種活動を立案・実施した。</p>	
ICDP 部会執行委員会の開催状況	
第1回：2018年4月5日	第3回：2019年4月5日
第2回：2018年12月4日	
ICDP 掘削プロジェクト関連	
ICDP 掘削計画の支援	
<p>進行中の南アフリカ金鉱山震源近傍掘削プロジェクト（DSEIS）、オマーン掘削プロジェクト（Oman DP）の成功に向けて、支援を行った。</p> <p>Oman DP、DSEIS、チチュルブ隕石孔掘削プロジェクトなどのICDP プロジェクトに関して、関係機関からプレスリリースを行うための文案調整等を行った。</p>	
ICDP 国際ワークショップへの戦略的な参加支援	
<p>ICDP によって採択され、開催が予定されているICDP 国際ワークショップの情報をいち早く入手し、J-DESC ML を通じて、国内研究者の参加を積極的に働きかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> – DeepDUST: Probing Continental Climate Of The Late Paleozoic Icehouse-Greenhouse Transition – CPCP-2: Colorado Plateau Coring Project, Phase II – NDDP: Newberry Deep Drilling Project – DISCO: Drilling Investigation of Seismogenic Crust in Oklahoma – SCDP: New Caledonia Peridotite Amphibious Drilling Workshop 	

国内科学推進関連
これまでの ICDP 関連成果の取りまとめ
これまでに実施された ICDP 関連プロジェクトで、日本人研究者の貢献した成果の情報を収集し、そのリストを作成した。
国内における陸上科学掘削ワークショップの開催と支援
J-DESC ワークショップ「Scientific Ocean Drilling beyond 2023 科学掘削の未来：2023 年からその先へ」の開催を支援した。
ICDP 参画の MOU 更新に向けた方策検討
ICDP 参画の MOU 更新に向けた支援として、JAMSTEC 宛要望書、日本の関与する ICDP プロジェクト一覧、日本の関与する ICDP プロジェクト見込一覧を準備した。また、執行部会を通じた ICDP プロジェクトをはじめとした陸上掘削を実施する国内研究者間の情報交換を促進した。
普及・教育関連
J-DESC コアスクールコースの実施
ICDP 部会提案による J-DESC コアスクール（岩石コア記載技術コース）を実施した。開催は 2019(平成 31)年 3 月 31 日（日）～4 月 2 日（火） 3 日間
各種陸上掘削広報物の配布促進および制作
IODP 部会と協力し、日本地球惑星科学連合（JpGU）、日本地質学会、日本地震学会にて J-DESC ブース展示を実施した。
日本地球惑星科学連合 2018 年大会における活動
2018 年 5 月に開催された日本地球惑星科学連合 2018 年大会において、IODP 部会とともに、セッション（地球掘削科学）、タウンホールミーティングを開催した。

貸借対照表

2019年 3月31日現在

日本地球掘削科学コンソーシアム

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,070,497	9,958,774	-888,277
ゆうちょ銀行振替口座	821,032	3,907,998	-3,086,966
三菱UFJ/大塚	8,249,465	6,050,776	2,198,689
流動資産合計	9,070,497	9,958,774	-888,277
資産合計	9,070,497	9,958,774	-888,277
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	574,639	618,851	-44,212
流動負債合計	574,639	618,851	-44,212
負債合計	574,639	618,851	-44,212
III 正味財産の部			
正味財産合計	8,495,858	9,339,923	-844,065
負債及び正味財産合計	9,070,497	9,958,774	-888,277

日本地球掘削科学コンソーシアムの2018年度決算書類を監査した結果
その処理は適正であったことをここに報告します。

2019年5月20日

監事

川 橋 穂 高



監事

貸借対照表

2019年 3月31日現在

日本地球掘削科学コンソーシアム

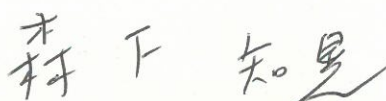
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,070,497	9,958,774	-888,277
ゆうちょ銀行振替口座	821,032	3,907,998	-3,086,966
三菱UFJ/大塚	8,249,465	6,050,776	2,198,689
流動資産合計	9,070,497	9,958,774	-888,277
資産合計	9,070,497	9,958,774	-888,277
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	574,639	618,851	-44,212
流動負債合計	574,639	618,851	-44,212
負債合計	574,639	618,851	-44,212
III 正味財産の部			
正味財産合計	8,495,858	9,339,923	-844,065
負債及び正味財産合計	9,070,497	9,958,774	-888,277

日本地球掘削科学コンソーシアムの2018年度決算書類を監査した結果
その処理は適正であったことをここに報告します。

2019年5月17日

監事




監事

収支計算書

2018年 4月 1日から2019年 3月31日まで

日本地球掘削科学コンソーシアム

(単位:円)

【収入の部】

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
年会費	4,780,000	4,474,000	306,000	
正会員	3,550,000	3,450,000	100,000	
正会員A	2,800,000	2,700,000	100,000	会費納入率96.3%
正会員B	750,000	750,000	0	会費納入率 100%
個人会員	30,000	24,000	6,000	会費納入率88.9%
賛助会員	1,200,000	1,000,000	200,000	会費納入率90.9%
雑収入	0	44	-44	
収入計	4,780,000	4,474,044	305,956	

【支出の部】

1. 共通経費	6,472,500	4,749,332	1,723,168	
会員提案型活動経費	300,000	160,912	139,088	
広報活動費	2,614,200	2,299,542	314,658	
コアスクール開催費	1,405,000	1,271,700	133,300	
会議開催費	138,300	69,120	69,180	
通信費	30,000	52,935	-22,935	
雑費	70,000	80,542	-10,542	残高証明、振込手数料等
謝金	60,000	0	60,000	
事務局業務委託費	525,000	502,837	22,163	
事務局会計業務費	30,000	23,774	6,226	
掘削科学将来計画費	300,000	0	300,000	
旅費・交通費	1,000,000	287,970	712,030	
2. IODP部会経費	925,500	399,028	526,472	
執行部会活動経費	895,500	385,420	510,080	交通費
雑費	30,000	13,608	16,392	振込手数料
3. 陸上部会経費	560,900	169,749	391,151	
執行部会活動経費	550,900	164,133	386,767	交通費
雑費	10,000	5,616	4,384	振込手数料
支出計	7,958,900	5,318,109	2,640,791	
当期収支差額	-3,178,900	-844,065	-2,334,835	
前期繰越収支差額	9,339,923	9,339,923	0	
次期繰越収支差額	6,161,023	8,495,858	-2,334,835	

財産目録

2019年 3月31日現在

日本地球掘削科学コンソーシアム

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	ゆうちょ銀行振替口座 三菱UFJ/大塚		821,032 8,249,465
流動資産合計				9,070,497
資産合計				9,070,497
(流動負債)	未払金			574,639
流動負債合計				574,639
負債合計				574,639
正味財産				8,495,858

変更・追加箇所を赤字下線で表記
削除箇所を二重取り消し線で表記

資料5

日本地球掘削科学コンソーシアム規約 (2019年5月改定案)

(名称)

第1条 本団体は、日本地球掘削科学コンソーシアム (Japan Drilling Earth Science Consortium; 以下「コンソーシアム」という。) と称する。

(目的)

第2条 地球掘削科学とは、地下から試料やデータを得る掘削という手法が地球惑星システムの解明に寄与する全ての科学分野とする。

2 コンソーシアムは、地球掘削科学を総合的・計画的に推進するため、産官学民の研究機関、法人及び団体（以下「研究機関等」という。）並びに研究者、技術者、教育者、メディア関係者等（以下「研究者等」という。）の自発的な集合・運営のもと、地球掘削科学の推進に係る企画を提案するとともに、各研究機関等及び研究者等が実施する活動の有機的な連携を図り、もって地球掘削科学の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地球掘削科学に関する科学計画の作成及び作成支援
- (2) 会員等が実施する地球掘削科学に関する活動の有機的な連携
- (3) 国際深海科学掘削計画 (IODP) 及び国際陸上科学掘削計画 (ICDP) 並びに我が国が参加する地球掘削科学に関する国際プロジェクトへの支援及び協力
- (4) 地球掘削科学に関する普及広報及び教育活動の実施
- (5) 地球掘削科学の推進に資する研究教育基盤の検討と提案
- (6) 前各号に掲げる事項に関する関係機関への提言
- (7) 地球掘削科学に関する内外の関係機関、団体等との交流及び協力
- (8) 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(事業年度)

第4条 コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第5条 コンソーシアムに次の事務局を置く。

- (1) 総合事務局
 - (2) 会員・会計管理事務局
- 2 総合事務局は、国立研究開発法人海洋研究開発機構~~地球深部探査センター~~
研究プラットフォーム運用開発部門に置く。
- 3 会員・会計管理事務局は、コンソーシアムが会員業務及び会計業務を委託する法人に置く。委託する法人は、別途定める。

(会員)

第6条 コンソーシアムは、次の会員で構成する。

- (1) 正会員：コンソーシアムの目的に賛同し、その活動に積極的に関与・協力する意思のある非営利の研究機関等若しくはその下部組織・部署等
 - (2) 個人会員：コンソーシアムの目的に賛同し、その活動に積極的に関与し協力する意思のある個人
 - (3) 賛助会員：コンソーシアムの目的に賛同し、要請に応じてその活動に協力する意思のある法人（営利企業を含む）
- 2 正会員は、コンソーシアムに対して会員を代表し、議決権を含む会員の権利を行使し、コンソーシアムとの連絡を担当する代表担当者1名を定めるものとする。また、代表担当者を変更したときは、速やかにその旨を総合事務局に届け出なければならない。
- 3 賛助会員は、コンソーシアムとの連絡を担当する連絡担当者1名を定めるものとする。また、連絡担当者を変更したときは、速やかにその旨を総合事務局に届け出なければならない。

(会員の権利及び義務)

第7条 正会員及び賛助会員に所属する者並びに個人会員（以下「会員構成員」という。）は、以下の権利を有する。

- (1) コンソーシアムの定期刊行物の配布を優先的に受ける権利
 - (2) コンソーシアムの主催する事業に優先的に参加する権利
 - (3) コンソーシアムの主催する事業のうち、旅費等の財政的支援があるものについて、当該支援を申請する権利
 - (4) コンソーシアムの会員提案型活動経費を用いた活動を提案する権利
- 2 会員構成員は、以下の義務を負う。
- (1) 会費を納入する義務
 - (2) 本規約及びコンソーシアムの定める規則・細則等を遵守する義務
 - (3) 科学研究に相応しい公平公正な倫理を遵守する義務

(入会)

第8条 コンソーシアムへの入会を希望する者は、所定の入会申込書を総合事務局に提出し、第9条に定める当該年度の会費を指定の手続きで納入しなければならない。

(会費)

第9条 会員は、原則として、下記に定める会費を年度始めごとに納めるものとする。

(1) 正会員：年 100,000円

(2) 個人会員：年 3,000円

(3) 賛助会員：年 1口 50,000円 とし、原則2口以上を申し込みの口数とする。

2 掘削科学に関わる対象構成員が10名に満たない正会員は、総合事務局への申し立てにより、理事会による承認の上で30,000円に減額することができる。この場合において、対象構成員に学生は含まない。なお、会計上の呼称として、会費100,000円納付の正会員を正会員A、30,000円納付の正会員を正会員Bとする。

3 会員は、年度の途中で入会又は退会した場合であっても、当該年度の会費を納めなければならない。

4 コンソーシアムは、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

5 会員種別変更は原則申し出があった年の翌年度からの適用とし、事情により当該年度からの適用の要望があった場合は、理事会審議とする。

(退会)

第10条 コンソーシアムから退会を希望する会員は、所定の退会届を総合事務局に提出しなければならない。

2 コンソーシアムは、会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員が退会したものとして扱う。

(1) 3年以上会費を滞納したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) その他会員総会において、退会したものとして扱うべき正当な事由があると決議されたとき。

3 会員は、退会時に未納の会費その他の未履行の義務があった場合、退会後も、これを完遂する義務を負う。

- 4 コンソーシアムを退会後に再び入会を希望する者は、未納の会費その他の未履行の義務があった場合、当該義務を完遂するまで再入会することができない。

(会員総会)

第11条 会員総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会員総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について審議・議決する。
 - (1) 活動報告及び収支決算
 - (2) 活動計画及び収支予算
 - (3) その他コンソーシアムの運営に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 3 会員総会は原則として毎年1回、定例総会を開催する。定例総会のほか、正会員の半数以上の要求又は理事会で必要が認められた場合、臨時総会を開催することができる。
- 4 会員総会の定足数は、次の各号を含む正会員の過半数とする。
 - (1) 正会員の代表担当者の出席
 - (2) 正会員の代表担当者が委任状により指名した代理人の出席
 - (3) 正会員の代表担当者からの委任状による議長への議決権の委任
 - (4) 正会員の代表担当者又は代表担当者が指名した代理人による、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いた遠隔からの議決への参加
- 5 会員総会の議長は、その都度、出席正会員の互選で定める。
- 6 会員総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 7 正会員又は賛助会員に所属する者並びに個人会員は、会員総会に出席し、意見を述べることができる。

(電磁的方法による総会議事の議決)

- 第12条 会員総会において議決が必要であり、かつ、議決に緊急を要すると理事会が認めた事項は、正会員の代表担当者による電子メールその他の電磁的方法による議決をもって、臨時総会の開催に代えることができる。
- 2 電磁的方法による議決は、正会員の過半数が電磁的方法による意思表示を行った場合に成立するものとする。また、意思表示を行った正会員の過半数をもって当該議事を決するものとする。

- 3 電磁的方法によって議決された事項は、速やかに個人会員及び賛助会員に周知しなければならない。

(部会)

- 第13条 コンソーシアムは、第3条に定める活動を円滑かつ効果的に推進するため、複数の会員の集合により構成される部会を設置する。
- 2 部会は、会員総会で決定された活動計画及び理事会で決定された執行方針に基づいて活動する。
 - 3 部会には、第14条第1項第(2)号に定める部会長及び部会長が指名する若干名で構成する執行委員会を置く。執行委員会は、部会の活動を取りまとめ、会務の執行を主導する。また、部会の運営及び活動に関わる事柄について協議し、必要に応じて理事会に提案する。
 - 4 部会の設置にあたっては、5名以上の正会員代表担当者の署名により、部会長の候補者名を記載した設立申請書を会長に提出するものとする。設立申請に基づき、理事会で部会設立を審査し、会員総会で承認する。
 - 5 会員は1つ以上の部会に所属することを原則とする。所属する部会は、コンソーシアム入会時に入会申込書に明記するものとする。既にコンソーシアムに入会している会員が、それまで所属していなかった部会に新たに加入する場合、及びそれまで所属していた部会より脱退する場合には、コンソーシアムの定める所定の手続きを取るものとする。
 - 6 部会の組織・運営の詳細については、部会ごとに別に定める。

(役員の設定)

第14条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 部会長 各部会につき1名
- (3) 理事 ~~5~~7名以上11名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

- 第15条 会長は、正会員に所属する者から自薦及び他薦により候補者を募り、正会員の投票により決定する。
- 2 部会長は、当該部会を構成する正会員に所属する者から自薦及び他薦により候補者を募り、正会員の投票又は会員総会での議決により決定する。
 - 3 理事及び監事は、正会員に所属する者から自薦及び他薦により候補者を募り、正会員の投票又は会員総会での議決により決定する。

- 4 監事は、他の役員又は部会の執行委員を兼ねることはできない。
- 5 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(役員の任期中の退任)

第16条 会長が任期中に退任し、かつ当該役員の残り任期が6か月以上であった場合、候補者の再募集により後任者を選任する。

2 部会長が任期中に退任し、かつ残り任期が6か月以上であった場合、理事会の互選により理事の中から、もしくは候補者の再募集により、後任者を選任する。

3 監事及び理事が任期中に退任して第14条に定める定数を下回り、かつ当該役員の残り任期が6か月以上であった場合、当該役員選任時の他の候補者からの繰り上げ、もしくは候補者の再募集により、後任者を選任する。

4 会長が任期中に退任する場合において、後任者が選任されない期間は、理事会の互選により部会長または理事の中から選任された者がその職務を代行することができる。

3 部会長が任期中に退任する場合において、後任者が選任されない期間は、部会長補佐がその職務を代行することができる。

4 理事が任期中に退任し、かつ第14条に定める定数を下回らない場合であっても、会務遂行上必要であれば当該役員選任時の他の候補者からの繰り上げ、もしくは候補者の再募集により、後任者を選任することができる。

5 再募集による選任方法は、第15条第1項から第3項に準ずる。

6 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第17条 会長は、コンソーシアムを代表し、本規約に定めるところにより、コンソーシアムの会務を整理・総括する。

(部会長の職務)

第18条 部会長は、各部会を代表し、本規約及び部会ごとに別に定める規則により、部会の会務を整理・総括する。

(理事の職務)

第19条 理事は、理事会を構成し、本規約に定めるもののほか、会員総会で承認された活動計画に従って、具体的な会務執行方針の審議及び決定を行う。

- 2 理事のうちに総務担当理事、科学戦略担当理事、財務担当理事、外務担当理事、広報教育担当理事を置く。各担当理事は、自らの所掌する会務に関して、理事会での審議及び方針決定を主導し、また決定した方針の執行について監督・助言する。
- 3 総務担当理事は2名以上3名以内とし、次の会務を所掌する。
 - (1) 会員の維持・拡大及び会員の状況に関する情報収集に関すること
 - (2) 会員間の情報共有に関すること
 - (3) 会員総会及び理事会の開催に関すること
 - (4) 理事の業務のうち、他の理事の業務に含まれないもの
- 4 科学戦略担当理事は2名以上3名以内とし、次の会務を所掌する。
 - (1) 地球掘削科学の発展に寄与する戦略に関すること
 - (2) 会員等が実施する地球掘削科学に関する活動の有機的な連携を促進する戦略に関すること
 - (3) 地球掘削科学に関する科学計画の作成及び作成支援に関すること
 - (4) 地球掘削科学の推進に資する研究基盤の検討及び提案に関すること
 - (5) 前各号に掲げる事項に関する関係機関への提言に関すること
- 5 財務担当理事は1名とし、次の会務を所掌する。
 - (1) 会費の徴収に関すること
 - (2) コンソーシアムの資産の管理に関すること
 - (3) 会計の業務に対する監督及び助言
- 6 外務担当理事は1名以上3名以内とし、次の会務を所掌する。
 - (1) 我が国が参加する国際プロジェクトへの支援及び協力に関すること
 - (2) 地球掘削科学に関する内外の関係機関、団体等との交流及び協力に関すること
- 7 広報教育担当理事は1名以上2名以内とし、次の会務を所掌する。
 - (1) コンソーシアムの広報に関すること
 - (2) 地球掘削科学に関する普及広報及び教育活動の実施に関すること

(監事の職務)

第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) コンソーシアムの会務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 会長、部会長及び理事の職務執行を監査すること。
- (3) 会員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事会が会員総会に提出しようとする議案及び報告を調査すること。

- (5) 会長、部会長又は理事が法令又は本規約に違反する行為、若しくはそれに準ずる不正と認められる行為をしたと認めるときは、これを会員総会に報告すること。
- (6) コンソーシアムの活動において、法令又は本規約に違反する事実があると認めるときは、これを会員総会に報告すること。

(理事会)

- 第21条 理事会は、会長、部会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めたとときに並びに部会長又は監事から会長に招集の請求があったときに招集する。
- 2 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を審議し、出席者全員の合意により決定する。
 - (1) 会員総会の議決した活動計画及び収支予算に基づく活動の執行に関する事項
 - (2) その他会員総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 部会執行委員会から提案を受けた事項
 - (4) コンソーシアムの運営に関する事項のうち、会員総会議決を要しないもの
 - 3 理事会は、前項により決定した事項を関連する部会執行委員会に通告し、その執行を指示する。
 - 4 理事会は、コンソーシアムの運営に関する事項のうち、会員総会での議決が必要な事項と認めるものを会員総会に附議する。
 - 5 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等があり出席できないときは、理事の互選により選任する。
 - 6 理事会への出席は、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いて行うことができる。
 - 7 理事会の定足数は、理事会構成員の総数の過半数とする。但し、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いた遠隔からの参加を含む。
 - 8 理事会は、緊急を要する案件を審議する場合において、その案件について理事会構成員の全員が電子メールその他の電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その案件を可決する旨の理事会の決定があったものとみなす。
 - 9 理事会に関する必要な機能については、改めて定めるものとする。

(資産の管理及び会計)

第22条 会員から納付された会費からなる資産は、会員・会計管理事務局で管理する。

- 2 資産の運用に関する総括責任者は会長とする。
- 3 収支予算は、財務担当理事が作成し、理事会の承認を受けた上で会員総会に附議する。
- 4 予算の執行は、会員総会で議決された収支予算の範囲内において、財務担当理事が決定し、各部会執行委員会の会計担当者、若しくは会計担当者の指示を受けた総合事務局が執行する。
- 5 総合事務局は、各部会執行委員会の会計担当者の予算の執行に関する業務を支援する。

(規約の変更)

第23条 本規約の変更については、理事会にて変更案を決定し、会員総会で出席者の4分の3以上の賛成をもって承認されることにより、有効となる。

(細則)

第24条 コンソーシアムの運営に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

(施行)

- 1 この規約は、平成16年4月4日より施行する。

附則

(施行)

- 1 この規約は、平成19年4月8日より施行する。

附則

(施行)

- 1 この規約は、平成22年4月4日より施行する。

附則

(施行)

- 1 この規約は、平成24年4月1日より施行する。

附則

(施行)

1 この規約は、平成26年4月27日より施行する。

附則

(施行)

1 この規約は、平成30年5月20日より施行する。

附則

(施行)

1 この規約は、令和元年5月26日より施行する。

日本地球掘削科学コンソーシアム役員選挙規則（案）

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約第14条及び第15条に定める役員を選出は、本規則により行う。

第2条 会長、部会長、理事及び監事は、原則として正会員の無記名投票による選挙によって選出する。ただし、以下の各号に掲げる場合は、会員総会での議決をもって選挙に代えることができる。

- (1) 立候補受付期間中に候補者が定数に満たなかった場合
- (2) 役員が任期中に退任し、その後任者を選出する場合
- (3) 選挙に対する異議申し立てが行われ、かつ当該案件が解決されず、再選出が必要となった場合
- (4) 上記の他、役員を選出に緊急を要すると理事会において認められた場合

第3条 選挙にあたっては、下記のとおり選挙管理委員会を設ける。

- (1) 選挙管理委員は、J-DESC 会長、IODP 部会長、ICDP 部会長が相談のうえ正会員団体所属者の中から4名を選任し、理事会の承認を得るものとする。また、委員長は委員の互選で選ぶものとする。
- (2) 選挙管理委員に候補者が出た場合は、委員を交代することとする。
- (3) 選挙管理委員会の任期は、役員選挙が終了し、その結果について会員総会に報告するまでとする。
- (4) 本規則に定めのない事態が起きた場合は、理事会にて対応案を策定し、会員総会にて議決する。

第4条 開票は、下記のとおり開票立会人を置く。

- (1) 開票立会人は、正会員団体所属者のうち役員、役員候補者及び選挙管理委員を除いた者の中から2名を選挙管理委員会が選任する。
- (2) 開票立会人は、選挙管理委員会の行う開票作業に、終始1名以上が立ち会い、開票及び票の効力判定を注意深く見守り、疑義が生じたときは、ただちに選挙管理委員会に申し出て、疑義の解消をはかる。
- (3) 開票立会人は、自ら開票作業を行わないこととする。

第5条 選挙の方法は下記のとおりとする。

- (1) 選挙の方法は、正会員による無記名投票により行う。無記名投票は、所定の投票用紙と封筒を用い、定められた期間内に、郵送により行う。

- (2) 投票権は、正会員1団体につき1個とし、立候補受け付け開始日の前日までに、正会員として入会が認められ、その旨登録された団体が有する。
- (3) 候補者数が定数を超えない場合には、無投票当選とする。
- (4) 理事選挙において可能な場合は必ず最大定数である11名の当選者を決めることとする。
- (5) 最大定数を超えて同数得票者が発生した場合は、当選者が少ないジェンダーの候補者、生年の若い候補者、上位当選者に同一機関所属者がいない候補者の順に選出し、これら全て同じ条件だった場合はくじ引きにより、選出する。
- (6) 同一の会員団体からの当選者は最大2人までとする
- (7) 同一の会員団体からの当選者の2人目と3人目が同数票だった場合は、第5条(5)の定めに基づることとする。

第6条 選挙の告示の際は、選挙管理委員会において、委員就任後速やかに、選挙スケジュール、その他必要事項を定めた選挙実施概要を作成し、立候補受け付け開始日までに、J-DESCのウェブサイトを通じて、正会員に告示する。

第7条 立候補の受付及び開示は、以下の手順により行う。

- (1) 役員候補者は正会員団体所属者とし、自薦又は本人の承諾を得た他薦による立候補とする。
- (2) 自薦による立候補は、1) 候補者氏名、2) 候補者所属先、3) 立候補の抱負を記した書面を、期日までに選挙管理委員会に提出する。
- (3) 他薦による立候補は、1) 候補者氏名、2) 候補者所属先、3) 推薦者氏名、4) 推薦者所属先、5) 推薦文を記した書面に、候補者本人の承諾書を添えて、期日までに選挙管理委員会に提出する。
- (4) 立候補の受付期間は1か月以上設けるものとする。
- (5) 選挙管理委員会は、立候補の受付期間終了後速やかに立候補者名簿を作成し、投票の有無を確定する。
- (6) 立候補者名簿及び参考資料は投票用紙と共に正会員に送付し、また、J-DESCのウェブサイトにおいて開示する。

第8条 開票及び結果の開示は、以下の手順により行う。

- (1) 選挙管理委員会は投票期間終了後、開票立会人の立ち会いのもとで速やかに開票を行い、当選者を決定する。
- (2) 開票の結果は、立候補者に通知すると共に、ウェブサイトにおいても速やかに開示する。

第9条 選挙管理委員会は、開票結果をウェブサイトにおいて開示した日から1週間以上、会員からの異議申し立てを受け付ける期間を設けるものとする。

2 異議申し立てが行われた場合、選挙管理委員会はその内容を確認、調査し、申立人との間で解決を図る。解決されない場合は、当該案件を会員総会（電子メールその他の電磁的方法を含む）に付議し、総会の決議に従うものとする。

第10条 選挙管理委員会は、異議申し立て受付期間の後、開票の結果及び異議申し立てに関する調査結果を含む選挙報告書を作成し、会員総会に報告するものとする。なお、この際の報告は、電子メールその他の電磁的方法により行い、臨時総会の開催に代えることができる。

第11条 役員の着任日は、選挙報告書が会員総会に報告された日とする。

第12条 本規則の変更については、理事会にて変更案を決定し、会員総会で承認されることにより、有効となる。

附則

（施行）

1 この規則は、令和元年5月26日より施行する。

日本地球掘削科学コンソーシアム IODP 部会規則 2019 年 5 月改定案 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(部会の設置)</p> <p>第 1 条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約 第 1 1 条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム (以下「コンソーシアム」という。) に IODP 部会 (以下「部会」という。) を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 部会は、主として国際深海科学掘削計画 (以下「IODP」という。) を円滑に推進するため、科学面での検討・支援を行うことを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第 3 条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、会員総会の承認を必要とする。</p> <p>(1) IODP 関連の国際委員の推薦 (2) 日本を中核とする科学掘削提案の支援と提言 (3) IODP 航海の乗船研究者の推薦 (4) IODP の啓発と研究成果の公開 (5) 必要に応じて、上記の IODP に関する科学検討に関連する事項を検討する委員会・専門部会を設置する。</p> <p>(部会役員)</p> <p>第 4 条 部会に部会長 1 名と部会幹事数名の部会役員を置く。部会役員は、部会からの推薦に基づき、理事会で選任・解任し、会員総会で承認される。</p> <p>2 役員の内任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。</p> <p>3 部会長は、部会を代表するものとし、会務を総括する。</p> <p>(部会長補佐)</p> <p>第 5 条 部会に部会長補佐 1 名を置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、第 6 条第 2 号に規定する執行部会で選任・解任する。</p> <p>2 部会長補佐の内任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請があり執行部が認める場合には、その職務を代行する。</p> <p>(組織)</p> <p>第 6 条 部会は、次の組織で運営される。</p> <p>(1) 部会幹事会：部会長及び部会幹事で部会幹事会を構成する。部会幹事会は、部会役員の内選出、各種国際委員の推薦など、部会の運営</p>	<p>※変更箇所を赤字下線で表記 ※意見募集(5/10-16)後の変更箇所をハイライト表記</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第 1 条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約 <u>(以下「規約」という。)</u> 第 1 3 条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム (以下「コンソーシアム」という。) に IODP 部会 (以下「部会」という。) を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 部会は、主として国際深海科学掘削計画 (以下「IODP」という。) を円滑に推進するため、科学面での検討・支援を行うことを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第 3 条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、<u>理事会</u>の承認を必要とする。</p> <p>(1) IODP 関連の国際委員の<u>理事会への</u>推薦 (2) 日本を中核とする科学掘削提案の支援と提言 (3) IODP 航海の乗船研究者の推薦<u>と支援</u> (4) IODP の啓発と研究成果の公開 (5) 必要に応じて、<u>目的達成</u>に関連する事項を検討する委員会・専門部会<u>等の設置を理事会に提言</u>する。</p> <p><u>(部会長)</u></p> <p><u>第 4 条 規約第 1 4 条に基づき、部会に部会長 1 名を置く。</u> <u>2 部会長の選任は、規約第 1 5 条に定めるところによる。</u> <u>3 部会長の職務は、規約第 1 8 条に定めるところによる。</u></p> <p>(部会長補佐)</p> <p>第 5 条 部会に部会長補佐を 1 名以上置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、<u>理事会</u>で選任・解任する。</p> <p>2 部会長補佐の内任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請が<u>ある場合</u>には、その職務を代行する。</p> <p><u>(執行委員会)</u></p> <p>第 6 条 <u>規約第 1 3 条第 3 項に基づき、部会のうちに執行委員会を置く。</u> <u>2 執行委員会は、部会の活動を取りまとめ、会務の執行を主導する。また、部会の運営及び活</u></p>	<p>2018 年度の規約改定に合わせて修正</p> <p>執行委員会の活動は、原則として理事会の承認。理事会において会員総会の承認を得るべきと判断された場合のみ、理事会から会員総会に上げる。</p> <p>(1)の国際委員は理事会にて最終承認したのち、IODP へ推薦する。</p> <p>(2)～(4)は部会の専権事項として、理事会へは報告のみとする。</p> <p>(3)研究区画の評価・改善なども活動できるように「支援」を加える。</p> <p>(5)専門部会は、複数の部会に跨る業務を行うこともあるため、理事会による設置とする。ワーキンググループや時限付タスクフォース等を設置する可能性もあるので「等」を入れる。</p> <p>2018 年度改組により部会幹事は廃止。また部会長は J-DESC 規約に定める役員となった。これにより部会役員の内呼称は廃止する。</p> <p>部会運営を円滑に進めるまとめ役として、必要に応じ、従来 1 名であった部会長補佐を、複数名置くこととする。部会長補佐を複数選任した場合は、共同で部会長の職務代行をする。</p> <p><u>部会長業務を代行することもある重要な役割であるため、理事会での選任・解任とした。これに伴い第 3 項の「執行部が認める場合」も削除した。</u></p> <p>幹事の廃止に伴い、組織は執行委員会のみとなる。</p> <p>規約第 1 3 条第 3 項により、従来の「執行部」は「執行委員会」に名称変更済み。</p>

<p>に関わる案件を議決する。</p> <p>(2) 執行部：部会長、部会長補佐及び部会長が指名する会員機関所属者（個人会員を含む）から構成され、部会幹事会にかけ原案作成や部会幹事会での決定事項を執行する。</p> <p>(部会幹事会の開催)</p> <p>第7条 部会幹事会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。</p> <p>2 部会幹事会は、部会幹事の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>3 審議事項は、出席者と委任状（メールでも可）を加えた数の過半数をもって決する。</p> <p>4 コンソーシアム会員は、正会員、個人会員、賛助会員を問わず、オブザーバーとして部会幹事会に出席し、意見を述べるができる。ただし、幹事会への出席にあたっては、あらかじめ執行部の了解を得るものとする。</p> <p>5 部会幹事会は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、部会幹事機関のコンソーシアム担当者全員の電子メールの交信により審議し、議決することができる。この場合、部会幹事の過半数をもって決するものとする。</p> <p>(部会事務局)</p> <p>第8条 部会運営に関する事務を実施するため部会事務局を独立行政法人海洋研究開発機構研究推進部に置く。</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第9条 本規則の変更については、部会幹事会にて変更案を決定し、会員総会で承認されることにより、有効となる。</p> <p>(細則)</p> <p>第10条 部会の運営に必要な事項については別に定める。</p> <p>附則 (施行)</p> <p>1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。</p>	<p><u>動に関わる事柄について協議し、必要に応じて理事会に提案する。</u></p> <p><u>3 執行委員会は</u>部会長、部会長補佐および部会長が指名する若干名<u>の執行委員</u>から構成され、<u>理事会</u>にかけ原案作成や<u>理事会</u>での決定事項を執行する。</p> <p><u>4 執行委員の任期は、選任時から執行委員を指名した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。</u></p> <p>(<u>執行委員会</u>の開催)</p> <p>第7条 <u>執行委員会</u>は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。</p> <p>2 <u>執行委員会</u>は、<u>執行委員会構成員</u>（部会長、部会長補佐及び執行委員）の過半数の出席をもって成立する。<u>但し、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いた遠隔からの出席を含む。</u></p> <p>3 審議事項は、出席者と委任状（メールでも可）を加えた数の過半数をもって決する。</p> <p><u>(旧第4項→削除)</u></p> <p><u>4 執行委員会</u>は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、<u>執行委員会構成員</u>全員の電子メールの交信により審議し、議決することができる。この場合、<u>執行委員会構成員</u>の過半数をもって決するものとする。</p> <p><u>(会計担当者)</u></p> <p><u>第8条 執行委員会のうちに会計担当者を置くことができる。</u></p> <p><u>2 会計担当者は、部会長が推薦し、財務担当理事が承認する。</u></p> <p>(部会事務局)</p> <p>第<u>9</u>条 部会運営に関する事務は<u>規約第5条第2項に基づく総合事務局が実施する。</u></p> <p>(規則の変更)</p> <p>第<u>10</u>条 本規則の変更については、<u>執行委員会</u>にて変更案を決定し、<u>理事会及び</u>会員総会で承認されることにより、有効となる。</p> <p>(細則)</p> <p>第<u>11</u>条 <u>理事会がその必要を認めた場合、</u>部会の運営に必要な事項について別に定める<u>ことができる。</u></p> <p>附則 (施行)</p> <p>1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行)</p> <p>1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。</p>	<p>従来の IODP 部会の執行部は会員機関所属者に限定されていたが、ICDP 部会と同様、その縛りをなくした。(理事会と異なり意思決定権が小さいこと、実務執行にあたって会員以外からも広く協力を得たい場合もあること等による)</p> <p>任期の記載を追記した。</p> <p>ウェブ会議参加も可能である旨を追加した。</p> <p>幹事会の廃止に伴い旧規則の4項を削除。執行委員会は意思決定機関ではないため、オブザーバーは不要と思われる。</p> <p>従来から会計担当者は置いていたが、規則上に記載がなかったため、今回追加した。</p> <p>2018年度のJ-DESC規約改定に伴う修正。</p> <p>現状、これに該当する細則は存在しないため、「できる規定」とした。また細則の設置は理事会承認が必要とした。</p>
--	---	--

<p>附則 (施行) 1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。</p>	<p>附則 (施行) 1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>(施行)</u> <u>1 この規則は、令和元年5月26日より施行する。</u></p>	
--	---	--

日本地球掘削科学コンソーシアム ICDP 部会規則 2019 年 5 月改定案 新旧対照表

旧	新	備考
<p>(部会の設置)</p> <p>第 1 条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約 第 1 1 条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に陸上掘削部会（以下「部会」という。）を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 部会は、主として陸上掘削に係る科学的な検討・支援および研究基盤の構築、連携体制の推進を図り、我が国における陸上掘削科学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第 3 条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、会員総会の承認を必要とする。</p> <p>(1) 陸上掘削に関するサイエンスプランの策定</p> <p>(2) 陸上掘削計画の立案と関連機関への実施提案</p> <p>(3) 掘削によって得られた試資料および情報の保管・活動体制の検討と提案</p> <p>(4) 日本発の陸上科学掘削提案の育成・支援および ICDP 等への推薦</p> <p>(5) ICDP 科学諮問グループ (Scientific Advisory Group ; SAG) 及び執行委員会 (Executive Committee ; EC) の日本代表委員に関すること。</p> <p>(6) その他 ICDP の国内での運営に関し部会が必要と認めた事項。</p> <p>(7) 掘削関連技術に関する情報の交換および掘削・計測技術の開発</p> <p>(8) 陸上掘削計画について産官学の情報・意見交換と連携体制の検討</p> <p>(9) 陸上掘削科学の啓発と研究成果の公開</p> <p>(10) 必要に応じて、上記の陸上掘削に関連する事項を検討する委員会・専門部会を設置する。</p> <p>(部会役員)</p> <p>第 4 条 部会に部会長 1 名と部会幹事数名の部会役員を置く。部会役員は、部会からの推薦に基づき、理事会で選任・解任し、会員総会で承認される。</p> <p>2 役員部会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p> <p>3 部会長は、部会を代表するものとし、会務を総括する。</p>	<p>※変更箇所を赤字下線で表記 ※意見募集(5/10-16)後の変更箇所をハイライト表記</p> <p>(部会の設置)</p> <p>第 1 条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約 <u>(以下「規約」という。)</u> 第 1 3 条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に ICDP 部会（以下「部会」という。）を設置する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 部会は、主として陸上掘削に係る科学的な検討・支援および研究基盤の構築、連携体制の推進を図り、<u>国際陸上科学掘削計画 (ICDP) プロジェクトをはじめとする</u>我が国における陸上掘削科学の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第 3 条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、<u>理事会</u>の承認を必要とする。</p> <p>(1) 陸上掘削に関するサイエンスプランの策定</p> <p>(2) 陸上掘削計画の立案と関連機関への実施提案</p> <p><u>(3) 日本発の ICDP プロジェクトに向けた陸上科学掘削提案の育成・支援および ICDP 等への推薦</u></p> <p><u>(4) ICDP 科学諮問グループ (Scientific Advisory Group ; SAG) 及び執行委員会 (Executive Committee ; EC) の日本代表委員に関すること。</u></p> <p><u>(5) その他 ICDP の国内での運営に関し部会が必要と認めた事項。</u></p> <p><u>(6) 掘削によって得られた試資料および情報の保管・活動体制の検討と提案</u></p> <p>(7) 掘削関連技術に関する情報の交換および掘削・計測技術の開発</p> <p>(8) 陸上掘削計画について産官学の情報・意見交換と連携体制の検討</p> <p>(9) 陸上掘削科学の啓発と研究成果の公開</p> <p>(10) 必要に応じて、<u>目的達成</u>に関連する事項を検討する委員会・専門部会<u>等の設置を理事会に提言</u>する。</p> <p>(部会長)</p> <p>第 4 条 <u>規約第 1 4 条に基づき</u>、部会に部会長 1 名を置く。</p> <p>2 部会長の<u>選任は、規約第 1 5 条に定めるところによる。</u></p> <p>3 部会長の<u>職務は、規約第 1 8 条に定めるところによる。</u></p>	<p>2018 年度の規約改定に合わせて修正</p> <p>ICDP プロジェクトへの言及を追加</p> <p>(6) 新規追加</p> <p>(10) 専門部会は、複数の部会に跨る業務を行うこともあるため、理事会による設置とする。ワーキンググループや時限付タスクフォース等を設置する可能性もあるので「等」を入れる。</p>

<p>(部会長補佐)</p> <p>第5条 部会に部会長補佐1名を置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、第6条第2号に規定する執行部会で選任・解任する。</p> <p>2 部会長補佐の任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請があり執行部が認める場合には、その職務を代行する。</p> <p>(組織)</p> <p>第6条 部会は、次の組織で運営される。</p> <p>(1) 部会幹事会：部会長及び部会幹事で部会幹事会を構成する。部会幹事会は、部会役員を選出、各種委員の推薦など、部会の運営に関わる案件を議決する。</p> <p>(2) 執行部：部会長、部会長補佐および部会長が指名する若干名から構成され、部会幹事会にかけ原案作成や部会幹事会での決定事項を執行する。</p> <p>(部会幹事会の開催)</p> <p>第7条 部会幹事会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。</p> <p>2 部会幹事会は、部会幹事の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>3 審議事項は、出席者と委任状(メールでも可)を加えた数の過半数をもって決する。</p> <p>4 コンソーシアム会員は、正会員、個人会員、賛助会員を問わず、オブザーバーとして部会幹事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、幹事会への出席にあたっては、あらかじめ執行部の了解を得るものとする。</p> <p>5 部会幹事会は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、部会幹事機関のコンソーシアム担当者全員の電子メールの発信により審議し、議決することができる。この場合、部会幹事の過半数をもって決するものとする。</p> <p>(部会事務局)</p> <p>第8条 部会運営に関する事務を実施するため部会事務局を独立行政法人海洋研究開発機構研究推進部に置く。</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第9条 本規則の変更については、部会幹事会にて変更案を決定し、会員総会で承認されることにより、有効となる。</p> <p>(細則)</p>	<p>(部会長補佐)</p> <p>第5条 部会に部会長補佐を1名以上置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、理事会で選任・解任する。</p> <p>2 部会長補佐の任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請がある場合には、その職務を代行する。</p> <p>(執行委員会)</p> <p>第6条 部会は、執行委員会で運営される。執行委員会は部会長、部会長補佐および部会長が指名する若干名から構成され、理事会にかけ原案作成や理事会での決定事項を執行する。</p> <p>(執行委員会の開催)</p> <p>第7条 執行委員会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。</p> <p>2 執行委員会は、執行委員会構成員(部会長、部会長補佐及び執行委員)の過半数の出席をもって成立する。但し、ウェブ会議システム、テレビ会議システム又は電話会議システムを用いた遠隔からの出席を含む。</p> <p>3 審議事項は、出席者と委任状(メールでも可)を加えた数の過半数をもって決する。</p> <p>(旧第4項→削除)</p> <p>4 執行委員会は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、執行委員会構成員全員の電子メールの発信により審議し、議決することができる。この場合、執行委員会構成員の過半数をもって決するものとする。</p> <p>(会計担当者)</p> <p>第8条 執行委員会のうちに会計担当者を置くことができる。</p> <p>2 会計担当者は、部会長が推薦し、財務担当理事が承認する。</p> <p>(部会事務局)</p> <p>第9条 部会運営に関する事務は規約第5条第2項に基づく総合事務局が実施する。</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第10条 本規則の変更については、部会執行委員会にて変更案を決定し、理事会および会員総会で承認されることにより、有効となる。</p> <p>(細則)</p>	<p>部会運営を円滑に進めるまとめ役として、必要に応じ、従来1名であった部会長補佐を、複数名置くこととする。部会長補佐を複数選任した場合は、共同で部会長の職務代行をする。</p> <p>部会長業務を代行することもある重要な役割であるため、理事会での選任・解任とした。これに伴い第3項の「執行部が認める場合」も削除した。</p> <p>幹事の廃止に伴い、組織は執行委員会のみとなる。</p> <p>規約第13条第3項により、従来の「執行部」は「執行委員会」に名称変更済み。</p> <p>ウェブ会議参加も可能である旨を追加した。</p> <p>幹事会の廃止に伴い旧規則の4項を削除。執行委員会は意思決定機関ではないため、オブザーバーは不要と思われる。</p> <p>従来から会計担当者は置いていたが、規則上に記載がなかったため、今回追加した。</p> <p>2018年度のJ-DESC規約改定に伴う修正。</p>
---	--	--

<p>第10条 部会の運営に必要な事項については別に定める。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。</p>	<p>第11条 <u>理事会がその必要を認めた場合</u>、部会の運営に必要な事項について別に定める<u>ことができる</u>。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。</p> <p>附則 (施行) 1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>(施行)</u> <u>1 この規則は、令和元年5月26日より施行する。</u></p>	<p>現状、これに該当する細則は存在しないため、「できる規定」とした。また細則の設置は理事会承認が必要とした。</p>
---	--	---

日本地球掘削科学コンソーシアム 役員

2018 年度	2019 年度
<p>会長: 木村 学 (東京海洋大学)</p> <p>IODP 部会長: 益田 晴恵 (大阪市立大学)</p> <p>ICDP 部会長: 小村健太朗 (防災科学技術研究所)</p> <p>理事: <u>斎藤 実篤</u> (海洋研究開発機構掘削科学研究開発センター) 黒田 潤一郎 (東京大学大気海洋研究所) 道林 克禎 (名古屋大学地球環境科学専攻関連講座) 島 伸和 (神戸大学) 清川 昌一 (九州大学大学院理学研究院地球惑星科学部門) <u>稲垣 史生</u> (海洋研究開発機構海洋掘削科学研究開発センター) 黒柳あずみ (東北大学) 池原実 (高知大学海洋コア総合研究センター) 木下正高 (東京大学地震研究所) <u>山田泰広</u> (海洋研究開発機構海洋掘削科学研究開発センター) 坂口 有人 (山口大学理学部地球圏システム科学科)</p> <p>監事: 川幡 穂高 (東京大学大気海洋研究所) 森下 知晃 (金沢大学理工研究域自然システム学系)</p> <p>部会事務局: 海洋研究開発機構地球深部探査センター</p>	<p>会長: 木村 学 (東京海洋大学)</p> <p>IODP 部会長: 益田 晴恵 (大阪市立大学)</p> <p>ICDP 部会長: 小村健太朗 (防災科学技術研究所)</p> <p>理事: 黒田 潤一郎 (東京大学大気海洋研究所) 道林 克禎 (名古屋大学地球環境科学専攻関連講座) 島 伸和 (神戸大学) 清川 昌一 (九州大学大学院理学研究院地球惑星科学部門) 黒柳あずみ (東北大学学術資源研究公開センター) 池原実 (高知大学海洋コア総合研究センター) 木下正高 (東京大学地震研究所) 坂口 有人 (山口大学理学部地球圏システム科学科)</p> <p>監事: 川幡 穂高 (東京大学大気海洋研究所) 森下 知晃 (金沢大学理工研究域地球社会基盤学系)</p> <p>部会事務局: 海洋研究開発機構 研究プラットフォーム運用開発部門</p>

IODP 部会 執行体制

2018 年度	2019 年度
<p>部会長： 益田 晴恵 (大阪市立大学)</p> <p>部会長補佐： 木下 正高 (東京大学地震研究所)</p> <p>部会執行委員：部会長が指名 木下 正高 (東京大学地震研究所) 狩野 彰宏 (東京大学) 黒田潤一郎 (東京大学大気海洋研究所) 黒柳あずみ (東北大学) 齋藤めぐみ (国立科学博物館) 林 為人 (京都大学) 針金由美子 (産業技術総合研究所) 道林 克禎 (名古屋大学) 村山 雅史 (高知大学) 森下 知晃 (金沢大学) 山田 泰広 (海洋研究開発機構) 山中 寿朗 (東京海洋大学)</p> <p>専門部会長： 掘削航海：成瀬 元 (京都大学) 科学推進：沖野 郷子 (東京大学大気海洋研究所) 科学技術：齋藤 実篤 (海洋研究開発機構)</p>	<p>部会長： 益田 晴恵 (大阪市立大学)</p> <p>部会長補佐： 理事会により選定予定</p> <p>部会執行委員：部会長が指名 木下 正高 (東京大学地震研究所) 狩野 彰宏 (東京大学) ※黒田潤一郎 (東京大学大気海洋研究所) 齋藤めぐみ (国立科学博物館) 林 為人 (京都大学) 針金由美子 (産業技術総合研究所) 村山 雅史 (高知大学) 山田 泰広 (海洋研究開発機構) 山中 寿朗 (東京海洋大学) <u>高柳 英子</u> (東北大学) <u>纈纈 佑衣</u> (名古屋大学) <u>氏家 恒太郎</u> (筑波大学) <u>高澤 栄一</u> (新潟大学) 今後増員の可能性あり</p> <p>専門部会長： 掘削航海：成瀬 元 (京都大学) 科学推進：沖野 郷子 (東京大学大気海洋研究所) 科学技術： 機能を IODP 執行委員会へ統合予定</p>

無印…前期から継続 ※印…解任後再任 赤下線…交代

ICDP 部会 執行体制

2018 年度	2019 年度
<p>部会長： 小村健太朗 (防災科学技術研究所)</p> <p>部会執行委員：部会長が指名 浅沼 宏 (産業技術総合研究所) 大坪 誠 (産業技術総合研究所) 小野 重明 (海洋研究開発機構海洋掘削科学研究開発センター) 掛川 武 (東北大学大学院理学研究科) 高澤 栄一 (新潟大学大学院自然科学研究科) 中川 毅 (立命館大学総合科学技術研究機構) 林 為人 (京都大学) 藤原 治 (産業技術総合研究所) 矢部 康男 (東北大学大学院理学研究科) 佐野 貴司 (国立科学博物館)</p>	<p>部会長： 小村健太朗 (防災科学技術研究所)</p> <p>部会長補佐： 理事会により選定予定</p> <p>部会執行委員：部会長が指名 浅沼 宏 (産業技術総合研究所) 大坪 誠 (産業技術総合研究所) 小野 重明 (海洋研究開発機構海域地震火山部門) 掛川 武 (東北大学大学院理学研究科) 高澤 栄一 (新潟大学大学院自然科学研究科) 中川 毅 (立命館大学総合科学技術研究機構) 林 為人 (京都大学) 藤原 治 (産業技術総合研究所) 矢部 康男 (東北大学大学院理学研究科) 佐野 貴司 (国立科学博物館)</p>

無印…前期から継続

専門部会体制

2018 年度	2019 年度
<p>掘削航海専門部会</p> <p>専門部会長： 成瀬 元 (京都大学)</p> <p>専門部会委員： 池原 実 (高知大学) 石丸 聡子 (熊本大学) 大坪 誠 (産業技術総合研究所) 岡田 誠 (茨城大学) 鈴木 紀毅 (東北大学) 高野 淑識 (海洋研究開発機構) 山田 泰広 (海洋研究開発機構)</p>	<p>掘削航海専門部会</p> <p>専門部会長： 成瀬 元 (京都大学)</p> <p>専門部会委員： 池原 実 (高知大学) 石丸 聡子 (熊本大学) 大坪 誠 (産業技術総合研究所) 岡田 誠 (茨城大学) 鈴木 紀毅 (東北大学) 高野 淑識 (海洋研究開発機構) 山田 泰広 (海洋研究開発機構)</p>
<p>科学推進専門部会</p> <p>専門部会長： 沖野 郷子 (東京大学大気海洋研究所)</p> <p>専門部会委員： 東 龍介 (東北大学) 阿部 なつ江 (海洋研究開発機構) 安間 了 (徳島大学) 伊藤 喜宏 (京都大学防災研究所) 岡崎 祐典 (九州大学理学研究院) 白石 史人 (広島大学) 鶴 哲郎 (東京海洋大学) 戸丸 仁 (千葉大学) 林 広樹 (島根大学) 諸野 祐樹 (海洋研究開発機構)</p>	<p>科学推進専門部会</p> <p>専門部会長： 沖野 郷子 (東京大学大気海洋研究所)</p> <p>専門部会委員： 東 龍介 (東北大学) 阿部 なつ江 (海洋研究開発機構) 安間 了 (徳島大学) 伊藤 喜宏 (京都大学防災研究所) 岡崎 祐典 (九州大学理学研究院) 白石 史人 (広島大学) 鶴 哲郎 (東京海洋大学) 戸丸 仁 (千葉大学) 林 広樹 (島根大学) 諸野 祐樹 (海洋研究開発機構)</p>
<p>科学技術専門部会</p> <p>専門部会長： 斎藤 実篤 (海洋研究開発機構)</p> <p>専門部会委員： 井尻 暁 (海洋研究開発機構) 小田 啓邦 (産業技術総合研究所) 佐川 拓也 (金沢大学) 高澤 栄一 (新潟大学) 千代延 俊 (秋田大学) 橋本 善孝 (高知大学) 星野 辰彦 (海洋研究開発機構)</p>	<p>科学技術専門部会</p> <p>機能を IODP 執行委員会へ統合予定</p>

2019 年 5 月 26 日

日本地球掘削科学コンソーシアム 2019 年度活動方針（案）

日本地球掘削科学コンソーシアム理事会

日本地球掘削科学コンソーシアムの基本的活動を維持しつつ、掘削科学をめぐる国内外の情勢変化に対応した柔軟かつ戦略的な組織運営を行う。

理事会の開催
J-DESC 規約に従い、必要に応じて理事会を適宜開催し、重要事項の審議・決定を行う。
総務関連
J-DESC の組織運営に関する検討
前年度の改組により発足した新体制を確立させ、より安定的・効率的な組織運営を行うとともに、規約の整理や見直しにより組織の改革・最適化を進める。
J-DESC の活動活性化に関する検討
科学戦略、財務、外務、広報・教育の各会務の連携を図り、会員へのサービスや組織の活性化に資する効果的な活動を維持・推進する。
科学戦略関連
掘削科学の活性化に資する活動
コミュニティの科学活動をさらに活性化するため、国際深海科学掘削計画（IODP）や国際陸上科学掘削計画（ICDP）をはじめとした科学掘削の提案・計画作成の推進、提案された計画の実現に向けた支援、新たな科学アイデア創出のための議論促進など、各種の方策を検討する。また、日本の掘削科学を取り巻く国内外の現状について情報を収集・分析し、地球掘削科学の発展に寄与する戦略を検討する。
新規活動の創出・企画
ワークショップ「科学掘削の未来：2023 年からその先へ」の議論を踏まえ、世界をリードするような 2023 年以降の日本の方針を打ち出し、新規掘削計画を含むプロジェクトを新規開拓・推進する。
集会・シンポジウムの企画・開催
J-DESC の目的・活動に合致する集会・シンポジウム等を適宜実施する。日本地球惑星科学連合 2019 年大会で「地球掘削科学」セッションを開催し、2020 年大会のセッショ

ン提案を行う。
財務関連
年度予算の策定・運用
J-DESC の財政及び活動予定を踏まえ、適切な年度予算を策定し、限られた予算の効果的な運用を行う。
会員提案型活動経費の運用
会員提案型活動経費をより効果的に配分できるよう、提案課題の募集・選定・採択のプロセスを見直す。
外務関連
地球掘削科学に関する国際プロジェクトへの支援及び協力
国際深海科学掘削計画 (IODP) 及び国際陸上科学掘削計画 (ICDP) 等における対外的な活動として、掘削プロジェクトや国際ワークショップへの研究者の派遣、国際委員の推薦・派遣、各種情報収集と研究者コミュニティへの展開、国内外コミュニティの交流・連携促進等を行う。次期 IODP に向けた対外的な活動を積極的に行う。
広報・教育関連
コミュニティの持続的な発展・拡大を目指す戦略的な広報・教育活動
各種普及・広報・教育活動を継続展開するとともに、新規活動を創出・企画する。以下の事項を中心に活動する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員機関の相互連携による研究教育資源の有効活用の検討 ・ 関連する学協会における合同展示等の実施 ・ スクールやワークショップ等による若手育成・研究コミュニティの底辺拡大 ・ 電子・紙媒体の各種出版物の発行 ・ 各種メディアを活用した普及・広報活動

2019年5月26日

日本地球掘削科学コンソーシアム IODP 部会 2019 年度活動方針（案）

日本地球掘削科学コンソーシアム IODP 部会

J-DESC 理事会・ICDP 部会と連携し、IODP 部会の基本的活動を維持しつつ、掘削科学の活性化に資する新規活動を創出・企画する。

執行委員会の開催
IODP 部会規約に従い、必要に応じて執行委員会を適宜開催し、重要事項の検討を行い、理事会に報告する。
科学戦略関連
掘削科学の活性化に資する活動
<ul style="list-style-type: none"> ・執行部の活動を通して、実現性の高い掘削計画の提案書作成支援とアイデアの創出、情報交換等を行う。 ・専門部会を活用し、掘削提案の実現や航海への参加を強力に進める。 ・J-DESC 会員をはじめとする国内研究者コミュニティに対する SCORE の周知活動を強化し、SCORE への掘削提案を奨励する。 ・陸上掘削部会と協力し、国内学会等へのブース出展において、IODP や SCORE への掘削提案方法や参加方法に関する相談窓口を設置し、コミュニティからの質問・相談等を受け付ける。 ・ワークショップ等の開催によるアイデア創出・議論の場の継続的な提供について検討する。
集会・シンポジウム後援・開催等
IODP 部会の目的・活動に合致するものを適宜実施する。日本地球惑星科学連合 2019 年大会で「地球掘削科学」セッションを開催し、2020 年大会のセッション提案を行う。
財務関連
年度予算の策定・運用
IODP 部会の活動予定を踏まえ、適切な年度予算を策定し、限られた予算の効果的な運用を行う。
会員提案型活動経費の運用
会員提案型活動経費をより効果的に配分できるよう、提案課題の募集・選定・採択のプロセスを見直す。

外務関連
IODP に関わる対外的な活動および支援
<ul style="list-style-type: none"> ・乗船研究への支援 ・IODP 国際パネル・委員会等への対応 ・国際パネル委員のローテーション戦略の検討 ・IODP Forum 会議および各掘削船の運用委員会 (Facility Board) 会議へ出席し、IODP の国際情勢について会員とのタイムリーな情報共有 ・2019 年大阪での IODP フォーラム開催に向けた準備・検討
国内外コミュニティの交流・連携促進
J-DESC タウンホールミーティング 2019 の開催
広報・教育関連
新規活動の創出・企画の検討
会員機関の相互連携による研究教育資源の有効活用の検討
学会等における広報活動
<ul style="list-style-type: none"> ・日本地球惑星科学連合 2019 年大会にて合同展示ブースを出展 ・日本地質学会第 126 年学術大会 (山口大会) にて合同展示ブースを出展 ・日本地震学会 2018 年年度秋季大会 (京都) にて合同展示ブースを出展 ・その他、会員の協力により随時活動
若手育成・研究コミュニティの底辺拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・J-DESC コアスクール (微化石コース、ロギング基礎コース、コア同位体分析コース、コア解析基礎コース) の開催及び参加する会員学生へ旅費補助 ・高知国際コアスクール (Kochi Core School 2019) の開催支援及び参加する会員学生へ旅費補助 ・海外コアスクールや国際研究集会等への若手研究者や学生の派遣 ・開催するワークショップや研究集会等における若手参加支援の検討
出版物等
<ul style="list-style-type: none"> ・J-DESC Newsletter vol. 12 (日本語) 電子版発行 (2019 年 5 月) ・J-DESC Newsletter vol. 13 (日本語) 電子版の発行に向けた原稿準備 ・J-DESC リーフレットの発行検討 ・その他、J-DESC の目的・活動に合致するものを適宜実施
その他普及活動・アウトリーチ
<ul style="list-style-type: none"> ・メールニュース「J-DESC Update」による各種最新情報の提供

- ・J-DESC ホームページ及び Facebook ページの効果的活用
- ・関係機関によるプレスリリースへの協力及び推進
- ・その他、J-DESC の目的・活動に合致するものを適宜実施

2019年5月26日

日本地球掘削科学コンソーシアム ICDP 部会 2019 年度活動方針（案）

日本地球掘削科学コンソーシアム ICDP 部会

J-DESC 理事会・IODP 部会と連携し、ICDP 部会の基本的活動を維持しつつ、掘削科学の活性化に資する新規活動を創出・企画する。

執行委員会の開催
ICDP 部会規約に従い、必要に応じて執行委員会を適宜開催し、重要事項の検討を行い、理事会に報告する。
科学戦略関連
掘削科学の活性化に資する活動
<ul style="list-style-type: none"> ・日本発の ICDP プロジェクト実現に向けた支援 ・次期 ICDP サイエンスプランへの提言 ・広く ICDP プロジェクト、陸上科学掘削プロジェクトへの日本人研究者参加の支援 ・日本人研究者の ICDP 関連成果の取りまとめ
集会・シンポジウム後援・開催等
ICDP 部会の目的・活動に合致するものを適宜実施 日本地球惑星科学連合 2019 年大会にて「地球掘削科学」セッションの開催
財務関連
年度予算の策定・運用
ICDP 部会の活動予定を踏まえ、適切な年度予算を策定し、限られた予算の効果的な運用を行う。
会員提案型活動経費の運用
会員提案型活動経費をより効果的に配分できるよう、提案課題の募集・選定・採択のプロセスを見直す。
外務関連
ICDP に関わる対外的な活動および支援
ICDP の Assembly of Governors (AOG), Executive Committee (EC), Science Evaluation Group (SAG) の各会議へ出席し、ICDP の国際情勢について会員とのタイムリーな情報共有を行う。
国内外コミュニティの交流・連携促進
J-DESC タウンホールミーティング 2019 の開催

広報・教育関連
新規活動の創出・企画の検討
会員機関の相互連携による研究教育資源の有効活用の検討
学会等における広報活動
<ul style="list-style-type: none"> ・日本地球惑星科学連合 2019 年大会にて合同展示ブースを出展 ・日本地質学会第 126 年学術大会（山口大会）にて合同展示ブースを出展 ・日本地震学会 2018 年年度秋季大会（京都）にて合同展示ブースを出展 ・その他、会員の協力により随時活動
若手育成・研究コミュニティの底辺拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・J-DESC コアスクール（岩石記載技術コース）実施を検討 ・海外コアスクールや国際研究集会等への若手研究者や学生の派遣 ・開催するワークショップや研究集会等における若手参加支援の検討
出版物等
<ul style="list-style-type: none"> ・J-DESC Newsletter vol. 12（日本語）電子版発行（2019 年 5 月） ・J-DESC Newsletter vol. 13（日本語）電子版の発行に向けた原稿準備 ・J-DESC リーフレットの発行検討 ・その他、J-DESC の目的・活動に合致するものを適宜実施
その他普及活動・アウトリーチ
<ul style="list-style-type: none"> ・メールニュース「J-DESC Update」による各種最新情報の提供 ・J-DESC ホームページ及び Facebook ページの効果的活用 ・関係機関によるプレスリリースへの協力及び推進 ・その他、ICDP 部会の目的・活動に合致するものを適宜実施

日本地球掘削科学コンソーシアム2019年度予算（案）

資料13

（単位：円）

科 目	2018年度		2019年度	備 考
	予算額	決算額	予算案	
【収入の部】				
年会費	4,780,000	4,474,000	4,174,000	昨年比606,000円減
正会員	3,550,000	3,450,000	3,050,000	
正会員A	2,800,000	2,700,000	2,300,000	10万円×23団体
正会員B	750,000	750,000	750,000	3万円×25団体
個人会員	30,000	24,000	24,000	3千円×8名
賛助会員	1,200,000	1,000,000	1,100,000	10万円×9団体+20万円×1団体
雑収入	0	44	0	
当期収入合計	4,780,000	4,474,044	4,174,000	
前年度繰越金	9,339,923	9,339,923	8,495,858	
収入合計	14,119,923	13,813,967	12,669,858	
【支出の部】				
1. 共通経費	6,472,500	4,749,332	3,592,312	
会員提案型活動経費	300,000	160,912	300,000	
広報活動費	2,614,200	2,299,542	684,012	
コアスクール開催費	1,405,000	1,271,700	1,255,000	
会議開催費	138,300	69,120	198,300	
通信費	30,000	52,935	30,000	
雑費	70,000	80,542	70,000	
謝金	60,000	0	0	
事務局業務委託費	525,000	502,837	525,000	
事務局会計業務費	30,000	23,774	30,000	
掘削科学計画・提案支援費	300,000	0	500,000	旅費・交通費を統合
(旅費・交通費)	1,000,000	287,970	-	(掘削科学計画・提案支援費に統合し科目削除)
2. 理事会活動経費	0	0	510,000	理事会の立ち上げに伴い新設
理事会活動経費	0	0	500,000	
雑費	0	0	10,000	
3. IODP部会経費	925,500	399,028	390,000	
執行委員会活動経費	895,500	385,420	360,000	ウェブ会議導入により経費削減
雑費	30,000	13,608	30,000	
4. ICDP部会経費	560,900	169,749	270,000	
執行委員会活動経費	550,900	164,133	260,000	ウェブ会議導入により経費削減
雑費	10,000	5,616	10,000	
当期支出合計	7,958,900	5,318,109	4,762,312	
当期収支差額	-3,178,900	-844,065	-588,312	
次年度繰越金(見込)	6,161,023	8,495,858	7,907,546	予備費
支出合計	14,119,923	13,813,967	12,669,858	

日本地球掘削科学コンソーシアム会員リスト（令和元年5月現在）

正会員：48， 賛助会員：10， 個人会員：8

No.	会員機関名（正会員）
1	茨城大学 理学部
2	海洋研究開発機構 超先鋭研究開発部門
3	海洋研究開発機構 海域地震火山部門
4	海洋研究開発機構 海洋機能利用部門
5	金沢大学 理工研究域 地球社会基盤学系
6	九州大学 大学院理学研究院 地球惑星科学部門
7	京都大学防災研究所 地震防災研究部門
8	熊本大学 理学部 地球科学科
9	高知大学 海洋コア総合研究センター
10	神戸大学
11	国立科学博物館
12	国立極地研究所 地圏研究グループ
13	産業技術総合研究所 地質調査総合センター研究戦略部 研究企画室
14	島根大学 総合理工学部 地球科学科
15	東京海洋大学 海洋資源環境学部
16	東京大学地震研究所
17	東京大学大気海洋研究所
18	東京大学 大学院理学系研究科
19	東北大学 大学院環境科学研究科
20	東北大学 大学院理学研究科/学術資源研究公開センター
21	名古屋大学 地球環境科学専攻関連講座
22	広島大学 大学院理学研究科 地球惑星システム学専攻
23	北海道大学 大学院理学研究院/地球環境科学研究院
24	秋田大学 国際資源学部
25	宇都宮大学 農学部 地質学研究室/工学部 岩盤工学研究室
26	愛媛大学 理学部 地球科学科
27	大阪市立大学 大学院理学研究科 生物地球系専攻
28	大阪大学 大学院理学研究科 宇宙地球科学専攻
29	岡山大学 理学部 地球科学科
30	岡山理科大学 理学部 応用物理学科
31	鹿児島大学 大学院理工学研究科 地球環境科学専攻
32	北見工業大学 環境・エネルギー研究推進センター
33	九州大学 大学院工学研究院 地球資源システム工学部門
34	九州大学 大学院比較社会文化研究院 地球変動講座
35	京都大学 大学院工学研究科 都市社会工学専攻 地球資源学講座
36	京都大学 大学院人間・環境学研究科 地球環境動態論(地球環境物質学)分野
37	京都大学 大学院理学研究科 地球惑星科学専攻
38	信州大学 理学部
39	千葉大学 大学院理学研究院 地球科学研究部門

40	筑波大学 大学院地球科学系 生命環境科学研究科
41	東海大学
42	同志社大学 理工学部 環境システム学科
43	富山大学 大学院理工学研究部(理学) 生物圏環境科学科 環境化学計測第2講座
44	新潟大学 理学部/大学院自然科学研究科
45	国立研究開発法人防災科学技術研究所 地震津波防災研究部門
46	山形大学 理学部 地球科学コース
47	山口大学 理学部 地球システム圏科学科
48	琉球大学 理学部
No.	会員機関名 (賛助会員)
1	エスケイエンジニアリング株式会社
2	株式会社エヌエルシー
3	株式会社クリステンセン・マイカイ
4	JX 金属探開株式会社
5	シュルンベルジェ株式会社
6	日鉄鉱コンサルタント株式会社
7	日本海洋掘削株式会社
8	日本マントル・クエスト株式会社
9	ハリバートン・オーバーシイズ・リミテッド
10	株式会社マリン・ワーク・ジャパン